

# 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の概要

## (1)目的

- 法に基づく事項その他動物愛護管理に関する事項を定め、県民の動物愛護の精神の高揚並びに動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物の共生に寄与する

## (2)県等の責務（努力義務）

- 県：動物の愛護と適正飼養についての普及啓発
- 県民：動物の愛護，県の施策への協力

## (3)飼い主等の責任（努力義務）

- 動物の適正な飼養，終生飼養，みだりな繁殖の防止

## (4)飼い主の遵守事項

- 動物全般
  - ・ 適正な給餌・給水，健康管理，離乳前の哺乳類の譲渡の禁止等
  - ・ 公共の場所等の汚損・損傷，人への迷惑の防止
  - ・ 逃走時の捜索・収容
- 犬
  - ・ 人の生命等への侵害の防止（係留，囲い飼養等）
  - ・ 適正な運動，しつけ
  - ・ 事故発生時の届出
- 特定動物
  - ・ 飼養施設の維持管理・点検，捕獲機材の整備，災害時の逃走防止その他緊急措置
  - ・ 事故発生時の届出

## (5)野犬等の収容等

- 野犬、放し飼い犬等の行政収容・保管・処分
- 所有者不明の犬・ねこの治療，譲渡

## (6)措置命令

- 犬の係留，口輪の装着等

## (7)報告徴収・立入調査等

- 犬の飼養についての報告徴収，立入調査等

## (8)担当職員

- 動物愛護指導員・動物愛護技術員の配置

## (9)手数料

- 動物取扱業登録，特定動物飼養許可，飼い主からの引取り等についての手数料設定

## (10)罰則

- 措置命令違反：30万円以下の罰金
- 報告・調査の拒否等：10万円以下の罰金
- 通報・事故届の義務違反等：5万円以下の罰金